|  |
| --- |
| **民生委員・児童委員の活動紹介①** |

和歌山県社会福祉協議会では、第4次和歌山県社会福祉協議会活動計画において民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働を重要な実施計画の一つと位置付けています。

**～民生委員・児童委員とは～**

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員で、無報酬のボランティアとして活動されています（任期は3年、再任可）。

民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、民生委員・児童委員の一部は厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。

県内の民生委員・児童委員は２，６９９名、うち主任児童委員は２３３名です。

**～主な活動は～**

地域住民の相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援等のサービスが受けられるように関係機関につなぐ役割を果たします。

また、学校との連携、登下校の見守りや、サロン活動、ひとり暮らし高齢者や障がい者への訪問、減災に備えた要援護者の把握等も行われています。

県内民生委員・児童委員及び、民生委員・児童委員協議会の活動を順次ご紹介します。